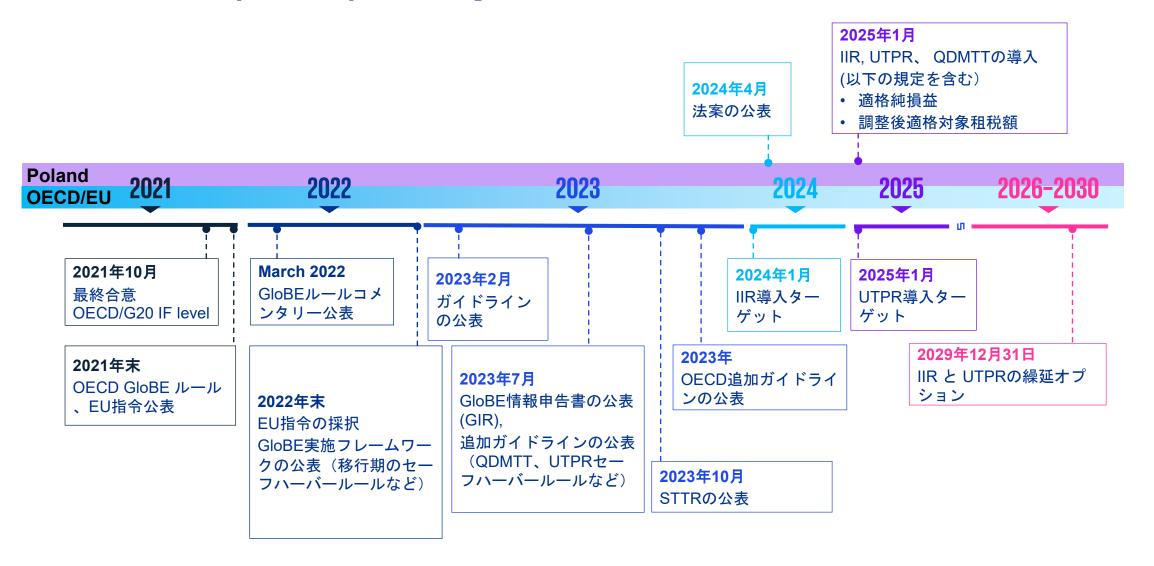


ポーランドの税務・インセンティブの主要なトピック(2024年秋)



グローバルミニマム課税

BEPS 2.0 第2の柱の導入タイムライン





グローバルミニマム課税(GMT)(BEPS2.0 第2の柱)

GMT(BEPS2.0 第2の柱)とは?

グローバルな実効税率(ETR)が 15%を下回らないように、追加的 な税(トップアップ税)を義務付 ける国際租税ルール

実効税率(ETR)の計算

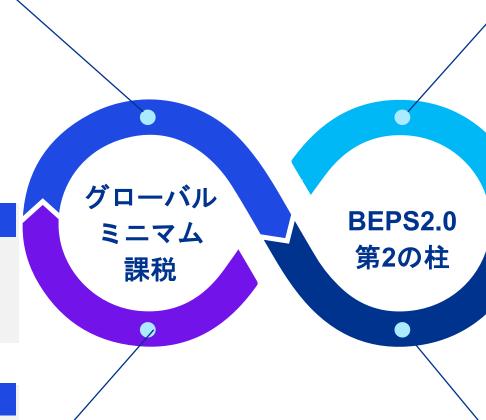
国別対象後対象租税額

- 1) 財務会計上の当期税金費用
- 2) +/- 一時差異の調整
- 3) +/- CFC税、分配税等の配分
- 4) +/- 申告後の一定の調整



国別グループ純所得金額

- 1) 税務会計上の純利益/損失
- 2) +/- GloBEルールの調整
- 3) +/-恒久的施設、フロー・スルー、事業体等への配分



適用対象企業グループ

過去4事業年度のうち2事業年度 以上で連結売上が7億5000万 ユーロ以上であった多国籍企業 グループ

追加徴税のメカニズム

- 所得合算ルール (IIR)
- 軽課税所得ルール (UTPR)
- 適格国内ミニマムトップアッ プ税 (QDMTT)

追加徴税のメカニズム

トップアップ税は、以下の手順で、いずれか のメカニズムにより徴税される。

(1) 適格国内ミニマムトップアップ税 (QDMTT) による国内での課税、QDMTTが導入されていない場合には、所得合算ルール (IIR) による最終親会社所在地での課税、あるいは、軽課税所得ルール (UTPR)によるグループ会社所在国での課税。

 適格国内ミニマムトップアップ 税 (QDMTT)

実効税率の低い国でまず、 QDMTTを適用したトップアップ 課税が行われる



2. 所得合算ルール (IIR)

(子会社Aの所在国にQDMTTが適用されていない場合)

親会社所在国で、子会社Aの所得に対応するトップアップ税が発生する。

子会社A (A国) 実効税率15%未満

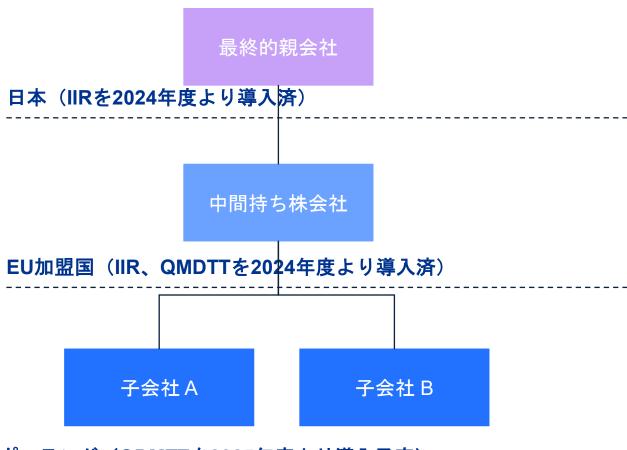
子会社B (B国)

3. 軽課税所得ルール (UTPR)

IIRにより軽課税が解消されない場合には、グループ内の企業が営業を行っていて、UTPRを導入している国々により徴税が行われる。

トップアップ税の合計額はGloBEルールによって計算され、該当各国の経済実体の規模に応じて配分される。

事例1



ポーランド(QDMTTを2025年度より導入予定)

日本の所得合算ルール(IIR) の適用判定手順

- 国別報告書によるデミニマステスト(総収入が 100万ユーロ未満、税引き後利益が100万ユーロ 未満)
- 簡易ETR(実効税率)テスト(簡易ETRが一定 水準以上)*ポーランド子会社は、当期税金費 用、繰延税金費用、適格税金費用、不確実な税 務ポジションに関する引当等の情報を求められ ると考えられる。
- 実質ベースの所得除外額を控除後の国・地域別 の所得を算定
- ポーランドが上記プロセスを経て除外されない場合には、法令に基づく計算が必要となると考えられる。
- ・ ポーランドのQDMTTによる日本でのトップアップ税からの控除は2025年度より適用されるが、ポーランドの納税者は2024年度より任意適用が可能と考えられる。

移行期のセーフハーバールール

デミニマステスト

1 国別報告書による総収入金額が10百万ユーロ未満、該当する税務年度の簡易GloBE収益 (≒税引前利益)が1百万ユーロ未満

簡易実効税率(ETR)テスト

簡易対象税金を簡易GloBE収益(≒税引前利益) で除して、簡易実効税率(ETR)を求める。これが移行税率以上であること。

移行税率: 15% (2024年、16% (2025年)、17% (2026年以降)

通常利益テスト

「実質ベースの所得除外額」が簡易GloBE収益(≒税引前利益) より大きい場合 「実施ベースの所得除外額は、GloBEモデルールにおける給与費用および有形資産の帳 簿価額に基づいて算出され、簡便的に計算することはできない。)

*2028年6月以降に終了する税務年度以前は、上記の1つでも満たせば、該当国のトップアップ税はゼロとみなされる。

N2

03

ポーランド法人税法における最低課税制度

最低課税制度の概要

対象者

営業活動の利益率 が2%以下あるいは、 欠損となっている 納税者

除外規定

一定の条件を満た す納税者あるいは 同一の資本グルー プに属する納税者 に除外規定がある (後述)

税率

10%

課税ベース×10%が 納税額となる。

課税ベース

対象となる納税者は、課税ベースの計算に際して2つの方法のうちーつを選択することができる。(後述)



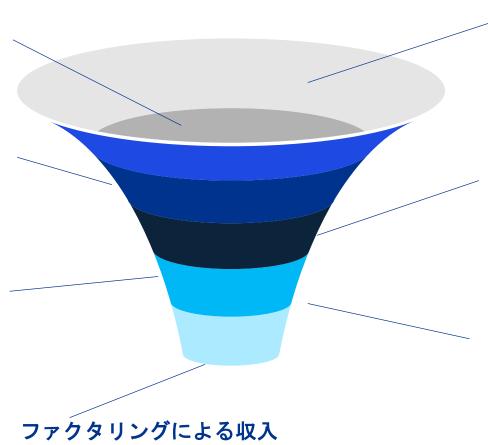
営業活動の利益率計算における緩和措置

営業活動の利益率算定において下記項目は考慮しない

固定資産の取得、自作、改善等に関わ る費用 (例:減価償却費)

固定資産の使用に関わる費用(例: リース料、リース資産の減価償却費な (ځ

税務上損金処理可能な従業員の給与・ 報酬、社会保険料・従業員キャピタル プラン (PPK)への拠出額の20%



エネルギー、熱、ガスの費用の前 年度からの増加額

仕入れ物品の価格に含まれている 物品税

販売に際しての物品税、小売り税、 ギャンブル税、燃料への課金や排 出権購入費用

最低課税の対象から除外される納税者

下記に該当する場合は適用対象外となる:

Minimum tax

(exclusions)

▶ 創業から2年以内の企業

小規模納稅者

- ▶ 株主全員が自然人であり、これらの株主が以 下を保有していない場合:
- 他の会社の株式あるいは設立前の会社のすべて の権利や義務
- 基金、信託、その他の会社等や法的な関係から の便益の受領者あるいは設立者としての財産権

前年度より30%以上売り 上げが減少した納税者

75%以上の株式の直接保有により 単一企業の下に形成されている企 業グループにおいて、以下の要件 を満たす場合:

金融機関

- 当該税務年度がすべての構成企業 に適用される。かつ、
- グループ全体の営業活動の利益率 が2%超である。



課税ベースの計算

課税ベース

最低課税の課税ベースは下記の合計:

キャピタルゲインを除く売上 Ø1.5%

税務計算上のEBITDA(利息、 税金、減価償却前利益)の 30%を超える関連会社への借 入金利息等の費用

直接あるいは間接に発生するサービス費用で、関連会社ある いはタックスへブンに所在する会社に支払われた費用、ある いは、無形固定資産の取得に関して発生する、3百万ズロチ あるいは、税務計算上のEBITDAの5%を超える費用





源泉税に関する直近の動向

源泉税徴税メカニズムの概要

年間2百万ズロチ までの支払

- 年間の上限額2百万ズロチは、個々の支払先の関連会社に対して適用される。 (=1社に対する年間上限額)
- 源泉徴収の対象となる相殺決済などのすべての種類の支払形態に適用される。
- 利息、使用料、配当の支払いは、合計が年間2百万ズロチに達するまでは、受 領者のベネフィシャルオーナーとして地位および居住者証明に基づいて、租税 条約上の低減税率を適用することができる。

年間2百万ズロ チを超える支払 (支払後還付が 原則)

- 利息、使用料、配当の合計で年間2百万ズロチを超えて支払う場合には、国内 法の源泉税レート(利息、使用料は20%、配当は19%)が適用され、還付申 請を行うことで、超過支払い分の還付を受けることができる。
- 以下の場合には、当該上限額は適用されない。(租税条約上の低減税率を適 用することができる。):
 - ✓税当局からクリアランスオピニオンを得ている場合
 - ✓会社責任者による「相当な注意義務」に関する供述書の提出



納税者の選択肢

<選択肢1> 還付申請(一旦国内法の税率により源泉税を納付し、後日還付を受ける。)

還付申請の審査期間は原則6か月であるが、さらに6か月を限度に延長される可能性がある。

<選択肢2> 税務当局からのクリアラン スオピニオンを事前に取得

申請の審査期間は6か月、申請に際して受領 者が最終的受益者である証拠として、利息や 使用料に関する契約内容、雇用関連の契約書 や移転価格文書などの提出が必要となる。 クリアランスオピニオンの有効期間は3年間 である。

| <選択肢3> 会社責任者の供述書の提出

会社責任者が、相当の注意が払って適切な分析が行われた結果、 受領者のベネフィシャルオーナーとしての地位への疑義は特定 されなかった旨を供述する。

供述書は、年間2百万ズロチを超える部分の利息、使用料、配 当が支払われた月の翌々月末までに提出する必要がある。

(供述書の提出を前提に、当該支払いには低減税率を適用す る。)

供述書の内容が不正確であった場合、会社責任者は法律 (Polish Penal Fiscal Code) に従って、刑事罰を受ける可能性 がある。



「相当な注意」とベネフィシャルオーナーの地位

直近の税務当局の税務実務上の判断における重要な、ベネフィシャルオーナーの地位に関する基準

中間・中継的な拠点・組織、代 理人、信託、あるいは、受領し た資金を全額他の拠点に移転す るような義務を持つ拠点・組織 ではないこと。

資金を自身で利用するために受 領しており、利用目的を自身で 決定することができ、その目的 に対する経済的リスクの全部あ るいは一部を負っていること

居住国において本業の経済的な 活動を有していること。

(本業の内容および規模を考慮) する必要がある。)

- 源泉税対象となる支払実施に際しての「相当な注意義務」については未だルールが不明確である。
- 「相当な注意義務」が履行されたか否かを評価する時、受領者の活動の内容、規模と支払者との関係性 を考慮に入れる必要がある。
- 「相当な注意義務」 は下記をカバーする必要がある:
 - √源泉税の対象となる支払の特定
 - ✓適用する源泉税率の決定
 - ✓ 受領者の居住地、ベネフィシャルオーナーの地位を確認するための証拠の収集



その他

CIT JPK



- 2025年1月より、会計帳簿を電子的に維持し、帳簿に含まれる情報をCIT JPKと 言われる特定の様式により当局に毎年送付する義務が導入される。
- CIT JPK様式は、当局の求めに応じて提出するのではなく、納税者が自ら提出し なければならない。
- 納税者は、当該報告に対応するために、現行の総勘定元帳、補助元帳を再構成 して、ITソリューションを導入する必要があると考えられれる。

対象者

■ 2024年12月31日より後に開始する事業年度について、当年度あるいは前年度の 売上高がEUR50milを超える納税者が対象となる。

租税最適化

- ▶ 一部の優遇措置は、SEZあるいはPIZにお ける優遇措置を享受している場合には活用 できない。
- ▶ 利益が内部留保される場合には、追加 的な税務上控除可能な費用を計上でき る可能性がある。
- ▶ イノベーティブな従業員の給与に対する 個人税を50%低減するプログラム(この 場合、追加的なコストをかけることなく、 従業員の手取りが増加する)は、SEZあ るいはPIZにおける優遇措置に加えて受 領可能。







投資前

現金助成金

様々な助成金プログラムがあるので適用の可能性について、投資前に十分に調査す ることが肝要である。特に2023年1月に発効された、イノーベティブな企業を対象とす る経済近代化のためのEUファンドは該当し得るか確認すべきであり、当該プログラ ムは2023年2月20以降、適用可能となっている。

ポーランド投資特区(PIZ)

一定の要件を満たす投資に対して法人税免除等の優遇措置が提供される。

投資後

税制遊具措置

各種税制優遇措置:

- ➤ 研究開発、IPボックス
- > イノベーティブな従業員
- ▶ ロボット化

- > プロトタイプの製造
- > スポンサーシップ

投資優遇措置の精算

投資優遇措置について、会計、法人税、減価償却、租税免除、固定資産税など適切な 処理が必要である。



経済近代化のた めの欧州ファンド



スマートパスウェイ

本プログラムの枠組みの中で、少なくとも国家レベルの製品あるいはプロセスのイノ ベーションに通じうる産業調査や実証実験に対して助成金による支援が提供される。









研究開発

イノベーションの 実施

研究開発 インフラ

デジタル化



企業のグ リーン化



適応



国際化

R&Dモジュールにおける大規模企業の 最大助成金額は適格投資額の:

• 産業調査: 65%

・実証実験: 40%

大規模企業が助成金を受けようとする場合 には、R&Dモジュールを含むことが必須要 件である。

募集期間と予算: 2024年6-10月 予算: PLN 890 million



ーンローン



資金供与の対象

当該施策を活用して、企業は、暖房の近代化や環境にやさしいエネルギー源への転換、既 存の設備・機械、加工ラインなどをエネルギー効率がよい、あるいは、エネルギー節減に寄 与すると広く認めらえているものに置き換えるなどの投資を実施することができる。



ポーランドで活動している中小、零細企 業および従業員3000人以下の中小規模 資本の企業が対象となる。

助成の最大額

投資のタイプや企業規模、投資を実施する 場所により、適格投資額の15~80% 適格投資額の上限はEUR50mil.

第2回募集期間: 2024年10月7日 - 12月30日





有難うございました。



The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2024 KPMG Tax M.Michna sp.k., a Polish limited partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

Document Classification: KPMG Public